

令和5年度諮問（個）第2号
答申（個）第30号

「審査請求人の相談記録に記載された保有個人情報の訂正決定に係る審査請求」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 保有個人情報訂正請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により令和5（2023）年5月11日付けで次のとおり保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

(2) 本件訂正請求の内容

栃木県保健福祉部障害福祉課が保有する平成〇（〇〇）年〇月〇日から平成〇（〇〇）年〇月〇日までの間に栃木県安足健康福祉センター（以下「センター」という。）に相談したセンターが作成又は保有している記録（以下「対象相談記録」という。）の訂正を求めるもの

2 本件訂正請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件訂正請求のうち1か所を訂正し、3か所を事実の誤りがあると認められないため不訂正とし、令和5（2023）年6月7日付けで法第93条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和5（2023）年9月3日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6（2024）年1月12日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分で不訂正とされた3か所（以下「不訂正項目」という。）の訂正を求める。

2 審査請求の理由等

不訂正項目には事実と反する部分があり、そのことを示す証拠も提示しているため、不訂正項目を訂正すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

対象相談記録は、その性質上、当時相談を受けた職員が審査請求人の話を聞いて理解した内容をまとめたものであり、その時知り得なかった情報や当時の

職員の理解の正誤を客観的に判断することは困難である。

また、当時の職員の理解は、審査請求人が提示する証拠に影響されない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにしている。

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報訂正請求に対して「訂正決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って保有個人情報の訂正を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 保有個人情報の訂正義務について

法第92条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定されている。

(2) 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的について

対象相談記録は、審査請求人がどの時点でどのような話をしたか、その時の様子はどうだったか等を記録しておくべきものであり、審査請求人に対する精神保健福祉に係る継続的な支援のための資料として利用される。

(3) 本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正の要否について

対象相談記録の利用目的は、上記(2)のとおりであるため、仮に客観的事実との整合性に疑義が生じたとしても、これを理由に訂正に応じることは保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるため、訂正を要しない。

なお、審査請求人から記載事実が誤っている旨の申出があった場合は過去の対象相談記録を訂正するのではなく、必要に応じて新たに当該申出があった旨を記載する対応が考えられる。

(4) まとめ

上記(1)から(3)までのことから、不訂正項目を訂正しないとした本件処分は、妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6(2024)年1月12日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年12月19日 (第63回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和7(2025)年1月20日 (第64回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)